

蜜蜂飼育届・飼育変更届

令和5年 月 日

群馬県知事 へ

住 所

氏 名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

携帯電話番号

E-mail

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 令和5年 月 日現在蜜蜂飼育状況

| 飼育場所 | 種類 | 飼育蜂群数 |
|------|----------|-------|
| | セイヨウ・ニホン | |
| | セイヨウ・ニホン | |
| | セイヨウ・ニホン | |
| | セイヨウ・ニホン | |

2 令和5年蜜蜂飼育計画

| 飼育場所 | 種類 | 群数 | 飼育期間 |
|------|----------|----|-------------|
| | セイヨウ・ニホン | | 月 日から 月 日まで |
| | セイヨウ・ニホン | | 月 日から 月 日まで |
| | セイヨウ・ニホン | | 月 日から 月 日まで |
| | セイヨウ・ニホン | | 月 日から 月 日まで |
| | セイヨウ・ニホン | | 月 日から 月 日まで |

- 注 1 蜜蜂飼育状況は、1月1日（飼育変更届の場合は、変更日）の状況を記入すること。
2 蜜蜂飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
3 飼育場所は、地番まで記入すること。
4 「種類」の欄は、該当する方に○を付すこと。

蜜蜂飼育届・飼育変更届

令和 5年 1月 〇日

群馬県知事 山本 一太 あて

住 所 群馬県前橋市大手町1-1-1

氏 名 赤城 太郎

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 027-223-1111

携帯電話番号 090-1234-5687

E-mail akagi-t@pref.gunma.lg.jp

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 令和5年 1月 1日現在蜜蜂飼育状況

| 飼育場所 | 種類 | 飼育蜂群数 |
|--------------|----------|-------|
| 前橋市大手町1-1-1 | セイヨウ・ニホン | 50 |
| 埼玉県児玉郡上里町312 | セイヨウ・ニホン | 10 |
| 前橋市大手町1-1-4 | セイヨウ・ニホン | 3 |

2 令和5年蜜蜂飼育計画

| 飼育場所 | 種類 | 飼育蜂群数 | 飼育期間 |
|--------------|----------|-------|-----------------|
| 前橋市大手町1-1-1 | セイヨウ・ニホン | 50 | 1月1日から3月20日まで |
| 前橋市大手町1-1-1 | セイヨウ・ニホン | 20 | 3月20日から4月30日まで |
| 富岡市田島343-1 | セイヨウ・ニホン | 30 | 3月20日から6月1日まで |
| 沼田市蓮根町4412 | セイヨウ・ニホン | 20 | 4月30日から6月15日まで |
| 沼田市蓮根町4412 | セイヨウ・ニホン | 10 | 6月1日から6月15日まで |
| 吾妻郡西中之条50 | セイヨウ・ニホン | 20 | 6月1日から6月15日まで |
| 前橋市大手町1-1-1 | セイヨウ・ニホン | 50 | 6月15日から12月31日まで |
| 埼玉県児玉郡上里町312 | セイヨウ・ニホン | 10 | 1月1日から12月31日まで |
| 前橋市大手町1-1-4 | セイヨウ・ニホン | 3 | 1月1日から12月31日まで |

注 1 蜜蜂飼育状況は、1月1日（飼育変更届の場合は、変更日）の状況を記入すること。

2 蜜蜂飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

3 飼育場所は、地番まで記入すること。

4 「種類」の欄は、該当する方に○を付すこと。